

# △ スマホでお手続きの方へ

この画面に表示するには、ブラウザのボタンを押してください。

×ボタンを完了ボタンを押すと、ブラウザが閉じてしまい、お手続きが最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

2025.10

## スマート賃貸火災保険スリムプラン 重要事項等説明書



### スマート賃貸火災保険スリムプラン 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただく大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みください。また、ご契約後、ご契約内容が変更された場合は、本説明書をお送りいたします。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

**契約概要** … 保険契約の内容を理解いただくための事項です。

**注意喚起情報** … ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意ください。

#### 1 契約概要 注意喚起情報

### 商品のしくみと補償内容

(1) 商品のしくみ

スマート賃貸火災保険スリムプランは、家財に保険の対象とした火災保険であり、モノの保険の普通保険約款に保険対象特約等をセットした商品の名称です。商品のしくみは次の表のとおりです。

### スマート賃貸火災保険スリムプラン

普通保険約款	モノの保険普通保険約款
補償に関する特約	家財基本特約 借家人賠償責任特約 修理費用特約
その他の特約	借入戸室の変更に関する特約 借入戸室の場合の被保険者に関する特約 保険料支払手段に関する特約 保険料分割払特約 自動継続特約
その他	くらしのサポートサービス

#### (2) 補償内容

##### 用語の定義

保険の対象	日本国内に所在する契約内容確認記載の建物(※1)に所在する被保険者が所有する家財(※2)をいいます。ただし、契約内容確認記載の建物の賃貸契約における同居人に該当する家財で契約内容確認記載の建物に収容されているものは、特別の約定がない限り、家財に含まれません。
借入戸室	被保険者の借入する契約内容確認記載の建物に所在する居住用をいいます。ただし、被保険者が借入または占有する物置、車庫その他付属建物および屋外設備・装置であった敷地内に所在するものをいいます。

#### 保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

##### ● 家財基本特約

次に掲げる事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① 火災、落雷、破壊または爆発
- ② 震災(台風、地震、竜巻、暴風等をいひ、高潮等をいひ)、雹(ひょう)災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)による、融雪水の溜まりもしくは凍結(融雪凍(こう)災)による降雪などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害)について、建物または屋外設備・装置の外側の部分に風災などの事故によって破損が生じたこととなり、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかきまひります。

(※) 雪災の事故が1回の積雪期において複数発生した場合でも、1回の事故によるものとして取り扱います。これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

- ③ 建物の外壁または屋根の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- ④ 給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(あ)り、および水漏れ
- ⑤ 駆逐(きょく)力(よ)およびこれに類似の集団行動または労働争議に際しての暴行もしくは破壊行為
- ⑥ 盗難によって保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損

##### ● 借家人賠償責任特約

借入戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊した場において、被保険者が借入戸室について被保険者に対して法律上の損害賠償を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。

##### ● 修理費用特約

偶然な事故により、借入戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急の借住に際して居住に困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況にいます。に、自己の費用で現実にこれを行ったときは、その修理費用を被保険者が負担したことによる損害に対して、この特約に従い、保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任特約の規定によって保険金を支払う場合を除きます。また、次に掲げるものの修理費用を除きます。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借入戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

#### 保険金の支払額

保険金の支払額は以下のとおりです。

特約	保険金の支払額
家財基本特約	再調達価額(※1)を基礎とした損害の額。ただし、1回の事故につき保険金額(※2)を限度。(※3)
借家人賠償責任特約	被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金と被保険者が支出した費用の合計額。ただし、1回の事故につき保険金額(※2)を限度。
修理費用特約	修理費用の額から自己負担額3千円を差し引いた額。ただし、1回の事故につき保険金額(※2)を限度。1回の事故につき10万円を限度。

(※1) 保険の対象が貴金属・稀希元素の場合は、時価額を基準とします。

(※2) 保険金額は、後記「(3)引受条件(保険金額等)について」をご覧ください。

(※3) 保険の対象が貴金属・稀希元素の場合は、200万円または家財基本特約保険金額のいずれか低い方を限度とします。

#### (3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

##### ● 特約共通の保険金をお支払いできない主な場合

- ① 1に規定する者以外の者がその全部または一部を受け取るに重大な過失または法令違反
- ② 取上るべき者以外の者がその全部または一部を受け取るに重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 差押え、収用、没収、破壊または必要な公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置がとられた場合を除きます。
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質または核燃料物質による放射線の放射事故、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射事故、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑧ 家財の置き忘れまたは紛失
- ⑨ 家財が契約内容確認記載の建物にある間に生じた事故。ただし、宅配物および宅配ボックス等に生じた事故を除きます。
- ⑩ 運送業者または寄託引受けをする業者に託されている間に保険の対象に生じた事故
- ⑪ 保険の対象の欠陥
- ⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐蝕、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損傷その他類似の損傷
- ⑬ ねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入
- ⑮ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法上または契約上の責任を負うべき損害
- ⑯ 保険の対象の平常の管理に由来する通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとの機械的損傷に起因する損傷
- ⑰ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損傷
- ⑱ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損傷
- ⑲ 借入戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐蝕、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損傷その他類似の損傷またはねずみ食い、虫食い等に起因する損傷
- ⑳ 借入戸室の欠陥に起因する損傷
- ㉑ 被保険者が借入戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ㉒ 被保険者が借入戸室を貸主に引き渡した後に発見された借入戸室の損傷に起因する損害賠償責任
- ㉓ 被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金

など

##### ● 修理費用特約

- ① 借入戸室の貸主またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 借入戸室の貸主またはその法定代理人以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、地震等に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ④ 借入戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と共にその親族の故意に起因する損傷
- ⑤ 借入戸室に対する損傷・修理等の作業上の過失または技術的拙劣に起因する損傷
- ⑥ 偶然な外來の事故に直接起因しない、借入戸室の電気的作用に伴って発生した電氣的事故または機械的稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損傷
- ⑦ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者または貸主に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害
- ⑧ 詐欺または横領によって借入戸室に生じた損傷
- ⑨ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損傷
- ⑩ 借入戸室の平常の使用または管理に由来する通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借入戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損傷
- ⑪ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損傷
- ⑫ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損傷。ただし、借入戸室の他の部分と同時に損傷が生じた場合を除きます。
- ⑬ 借入戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐蝕、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損傷その他類似の損傷またはねずみ食い、虫食い等に起因する損傷
- ⑭ 借入戸室の欠陥に起因する損傷
- ⑮ 借入戸室の平常の使用または管理に由来する通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借入戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損傷
- ⑯ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損傷
- ⑰ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損傷。ただし、借入戸室の他の部分と同時に損傷が生じた場合を除きます。
- ⑱ 借入戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐蝕、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損傷その他類似の損傷またはねずみ食い、虫食い等に起因する損傷
- ⑲ 借入戸室の欠陥に起因する損傷
- ⑳ 借入戸室の平常の使用または管理に由来する通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借入戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損傷
- ㉑ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損傷
- ㉒ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損傷。ただし、借入戸室の他の部分と同時に損傷が生じた場合を除きます。

#### (4) くらしのサポートサービス

この保険には「くらしのサポートサービス」(以下、「本サービス」といいます。)が無料でセットされます。本サービスの内容は以下のとおりです。

##### ① サービス内容

##### ● 水・カギかけつけサービス

トイレ等の給排水管の詰まり、蛇口等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置(30分程度の軽作業)を実施します。また、カギを紛失した場合等に提携業者の手配を行い、応急処置(30分程度の軽作業)として出入口(玄関等)の鍵交換・破錠作業を行います。

##### ● 法律相談サービス

さまざまなトラブルの法律相談に対して、弁護士が電話でアドバイスを行います。(※30分程度)

(注1) 本サービスは株式会社プラムアシスタンスにサービスの運営を委託しています。

(注2) 本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合やサービスの利用を制限させていただく場合があります。

(注3) 法律相談サービスについて、弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

##### ② サービスの対象期間

本サービスの対象期間は保険契約の保険期間初日の翌日から保険期間終了日までとなります。(継続契約の場合は保険期間の初日からご利用いただけます。)なお、保険期間の途中で保険契約が失効した場合は、解約または解除された場合はサービスの提供が終了します。

##### ③ サービスの受付時間・連絡先

##### ● 水・カギかけつけサービス

● 受付時間 24時間365日

● 連絡先 0120-821-200

##### ● 法律相談サービス

● 受付時間 法律相談サービスは原則予約制です。

● 予約のお電話の受付時間は以下のとおりです。

平日:午前10時~午後5時

(土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

● 連絡先 0120-821-200

## 2 契約概要

### 保険期間および保険責任開始日

この保険の保険期間は、1年間です。保険料の補償は、保険期間初日の午前中に開始します。ただし、契約の補償は、お申込みが成った時点から補償が開始されます。補償の終了は、保険契約が満了する日の午後12時となります。

#### 3 契約概要

### 引受条件(保険金額など)について

#### (1) 保険金額

保険金額は以下のとおりです。

特約	保険金額	自己負担額
家財基本特約	100~700万円 (100万円単位の間で選択した だけです。)	—
借家人賠償責任特約	1,000万円	—
修理費用特約	50万円	3,000円

#### (2) ご契約者・被保険者

ご契約者の方は18歳以上の個人であり、賃貸借契約上の賃借人(賃借人が法人で入居者が従業員の場合は従業員を含みます。)となります。被保険者は賃貸借契約上の入居者に限ります。

#### 4 契約概要

### 保険料のお支払いについて

#### (1) 保険料のお支払いについて

保険料は分割(月払い)で、クレジットカードにてお支払いいただきます。2回目の分割保険料は契約手続き時に決済手続きを行います。1回目以降の分割保険料は契約内容確認記載の払込期日に決済手続きを行います。(※)

(※) 新規契約の場合、2回目の分割保険料は1回目と同様に決済手続きを行います。また、保険期間初日より当日に決済する場合、1回目の分割保険料決済と同日に2回目の決済手続きを行います。

#### (2) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

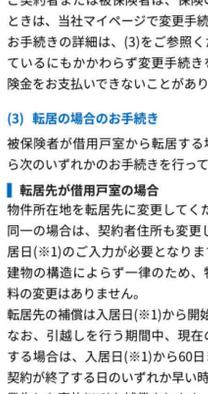
払込期日に分割保険料の決済手続きができなかった場合は、払込期日の属する月の翌月末日の前日(以下、「払込猶予日」といいます。))までにお支払いください。

(注1) 新規契約の1回目分割保険料には、払込猶予の適用はありません。

(注2) 決済手続きができなかった場合は、当社からご連絡のメールアドレスにお送りするEメールの案内をご参照ください。払込猶予日までに当社マイページにて、決済可能なクレジットカードで決済を行ってください。なお、払込猶予日までに決済可能なクレジットカードがご用意できない場合は、コンビニエンスストアまたはPay-easyの支払いも可能です。この場合には当社マイページの「お支払方法の変更」よりお手続きください。(決済可能なクレジットカードの用意ができましたら、クレジットカードへの再登録をお願いいたします。)

払込猶予日までに保険料のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約は解除となりますのでご注意ください。

### 保険料の払込期日と払込猶予期間



(※) クレジットカードご登録口座からの引落日は、クレジットカード会社と種類によって異なります。

#### 5 注意喚起情報

### 保険契約の継続

当月中に、補償終了日の前日(補償終了日の前日)は同月中旬に、ご登録のメールアドレスにEメールで継続契約のご案内をお送りします。

保険契約の継続をご希望されない場合は、補償終了日の前月未での前日(補償終了日の前日)まで、当社マイページで自動継続停止の手続きを行ってください。手続きが行われない場合は、継続前契約と同じ補償内容で契約を自動的に継続します。

なお、当社は当社の定めるところにより継続時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当社の定めるところにより、ご契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

#### 6 保険証券

保険証券は保険証券の発行は行いません。ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認記載をダウンロードしてご確認ください。

#### 7 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合は、当社マイページからご通知ください。また、契約者が被保険者となる場合は、マイページから通知いただくことができます。通知方法については以下の当社公式ウェブサイト掲載の「よくあるご質問」をご覧ください。
- 保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類等をご提出いただく場合があります。また、保険金をお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

#### 8 注意喚起情報

### 解約返れい金および解約のお手続き

この商品は解約返れい金はありません。ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。なお、解約時にお支払いいただく保険料がある場合は、保険料を請求または返還することがあります。

#### 9 注意喚起情報

### 告知事項・通知事項

#### (1) 告知事項と告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

#### (2) 告知事項

この保険の告知事項は、次のとおりです。

1. お申込みいただく物件の退去予定有無
2. 入居開始年月
3. 火災保険の加入状況(当社が求める場合)
4. 他社の保険契約等(他社の契約をいいます。)の加入状況

※上記1~3は、申込日が2025年8月26日以降の場合のみ告知事項となります。

#### (3) 転居の場合のお手続き

被保険者が借入戸室から転居する場合は、当社マイページから次のいずれかのお手続きを行ってください。

##### ● 転居先が借入戸室の場合

物件所在地を転居先に変更してください(契約者と被保険者が同一の場合は、契約者住所を変更してください)。保険料は所在、入居日(※1)の約率が変更となります。なお、保険料の所在や建物の構造によらず一律のため、物件所在地変更による保険料の変更はありません。

転居先の補償は入居日(※1)から開始します。(※2)

なお、引越しを行う期間中、現在の住居の賃貸借契約が継続する場合は、入居日(※1)から60日または現在の住居の賃貸借契約が終了する日のいずれか早い時点で、現在の住居において発生した事故(※3)も補償されます。

##### ● 引越し期間中の補償について



(※1) 賃貸借契約書の契約期間の始期日をいいます。

(※2) 物件所在地の変更手続きが入居日よりある場合は、変更手続き日からとします。

(※3) 保険の対象として生じた事故、借家人賠償責任特約または修理費用特約の規定する事故をいいます。

#### 10 契約概要

### 満期返れい金・契約者配当金

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 11 注意喚起情報

### クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象ではありません。

#### 12 注意喚起情報

### 補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故に対して、どこの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等をお支払いしない場合があります。補償内容の差異や重複を回避するため、加入の要旨をご確認いただくうえ、ご契約ください。

#### 13 注意喚起情報

### 支払情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特約の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などのホームページ(https://www.shougakutankijyo/)を参照ください。

#### 14 注意喚起情報

### 少額短期保険業者

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」に登録されています。少額短期保険業者が引受可能な保険契約は登録期間において、以下のとおり定められています。

- ① 保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)のみとなります。(スマート賃貸火災保険スリムプランの保険期間1年です。)
- ② 1万円(ただし、個人の引受可能な保険金額の合計額は、1,000円未満)を超えない範囲で日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円までとなります。
- ③ 1契約あたり引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

#### 15 注意喚起情報

### 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

- (1) 少額短期保険業者の業務もしくは収支状況に際して事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険料金を削減して対応することがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。
  - ① 保険料の増額
  - ② 保険金額の減額
- (2) 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の資金援助等の措置がとられる場合があります。また、保険業法第20条の3第2項第1号に規定する償還契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

#### 1. 個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報、保険料・支払いは、本契約の履行、サービス等の提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「本サービス」といいます。))に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

- ① 当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ② 再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ③ 国内外のグループ会社・サードパーティの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ④ 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他社の保険会社等に提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報)を含む場合は、当社の利用目的は、法令等に従い、業務上の適切な確保の確保のため必要と認めらるる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト(https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/)をご覧ください。

#### 2. 保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1. 個人情報取扱いについて ①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先を含みます。

#### 損害紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期はげけん相談室」に請求の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する損害紛争解決機関に関する所定の情報を相互照会しています。)

少額短期はげけん相談室

受付時間 0120-821-1144

受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日、年末年始は休業)

#### 取扱代理店について

本保険はインターネットを經由しMysurance株式会社と締結した上で、ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。

取扱代理店は、Mysurance株式会社と委託契約に基づき、お客さまからの苦情の受付、保険契約の締結、保険料のお支払いの管理業務等の代理業務を行っている場合、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っている場合、お支払いの受領、契約内容の変更の受付、保険契約締結の代理業務を行う機関はありません。詳しくは代理店の取扱方針等をご確認ください。

#### Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認ください。

【公式ウェブサイト】

https://www.mysurance.co.jp

【お問合せフォーム】

https://inquiry.mysurance.co.jp/contact/#/

#### Mysurance株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1